

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	601
事項名	短期滞在査証の発給手続の簡素化
規制の特例措置の概要	島嶼を訪問する韓国等の近隣諸国からの観光客、修学旅行生等について、短期滞在査証の発給において必要とされる提出書類を削減する。

2. 基本方針中別表1に記載する内容

特定事業の名称	短期滞在査証の発給手続の簡素化
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	外務省設置法4条13項、査証事務処理規則6条
特例を講ずべき法令等の現行規定	査証官は旅券、疎明資料を提出させるものとする。
特例措置の内容	<p>1. 特区内の島嶼(日本国の領土のうち北海道本島、本州本島、四国本島、九州本島を除くものをいう。以下同じ。)を修学旅行を目的として訪問する韓国人修学旅行生及び教師その他の引率者の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、査証申請者が修学旅行生及び引率者であることを学校側が文書にて証明する場合には、提出書類のうち住民登録証明書を不要とする。</p> <p>2. 特区内の島嶼を訪問する観光旅行社主催の韓国人団体観光客の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、観光旅行社が、査証申請時に提出する日程通りに旅行者全員を帰国させる旨保証する誓約書を提出する場合には、提出書類のうち在職証明書等の職業に関する書類を不要とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. プログラム別表1の該当部分

番号	602
事項名	数次短期滞在査証の発給要件の特例
規制の特例措置の概要	数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経伺が必要であるものを、公共性の強いプロジェクトに関する査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要せず在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	数次短期滞在査証の発給要件の特例
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	外務省設置法4条13項、査証事務処理規則9条
特例を講ずべき法令等の現行規定	査証官において、特別の理由があると認めるときは、本省経伺の上、数次査証を発給することができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体より通報される、ガスパイプラインの設置、コンビナートの建設など公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要があるロシア人について、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本省経伺を要せず在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p> <p>2. 1.のプロジェクトに関連するロシア人については、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本邦企業側より当該申請者にFAXで送付された招聘理由書及び滞在予定表等の書類を添付して査証申請することを認める。ただし、正式な書類(原本及び写し)については、追って別途申請者より提出する必要がある。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし